

～男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまちづくり～

ごせん男女共同参画推進計画

平成 24 年度 ～ 平成 28 年度
(2012 年度) (2016 年度)

実 施 計 画



五 泉 市

一 目 次

§ 1 実施計画の概要	1
1 実施計画の目的	1
2 実施計画の期間	1
3 実施計画の性格と進め方	1
§ 2 実施計画	2
1 実施計画の見方	2
2 事業一覧	3
3 基本目標Ⅰ 男女（一人ひとり）の人権を尊重する	9
（1）重点課題1 男女（一人ひとり）を尊重する意識づくり	
（2）重点課題2 配偶者や身近な相手からの暴力と セクシュアル・ハラスメント等の根絶	
4 基本目標Ⅱ 一人ひとりの命を大切にする	13
（1）重点課題1 「命の大切さ」に対する意識の共有	
（2）重点課題2 生涯を通じた心と体の健康支援	
5 基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する	16
（1）重点課題1 政策、方針の決定に至る全ての場面への女性の参画促進	
（2）重点課題2 地域活動等における男女共同参画の促進	
（3）重点課題3 家庭生活とその他の活動の両立支援	
6 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる	24
（1）重点課題1 男女平等な雇用環境の整備	
（2）重点課題2 女性の就労意識の啓発と職業能力の開発	
7 基本目標Ⅴ 計画を総合的に推進する	26
（1）重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と充実	
（2）重点課題2 市民等との協働による推進	
8 男女共同参画キーワード（用語説明）	29

§ 1 実施計画の概要

1 実施計画の目的

この計画は、「ごせん男女共同参画推進計画」に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、体系的に推進するために策定するものです。

2 実施計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間を計画の期間とします。

3 実施計画の性格と進め方

- (1) この計画は、「ごせん男女共同参画推進計画」に掲げられた【基本目標】【重点課題】【施策】に基づいて、取り組むべき事業を体系的にまとめたものです。
- (2) この計画は、他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- (3) この計画は、市民や関係機関等との連携のもとに、全庁を挙げて推進します。
- (4) この計画は、五泉市男女共同参画推進会議及び進捗状況を把握するとともに、五泉市男女共同参画推進審議会へ報告します。
- (5) この計画は、必要に応じて見直しを行いながら実施します。

§ 2 実施計画

1 実施計画の見方

ここでは、基本計画の体系に沿って、基本目標、重点課題、施策、実施事業等を掲載してあります。それぞれの項目の説明については、下記のとおりです。

・基本目標、重点課題、施策については、基本計画をご覧ください。

基本目標Ⅰ 男女（一人ひとり）の人権を尊重する

重点課題1 男女（一人ひとり）を尊重する意識づくり

施策（1） 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の更なる充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当	実施予定年度（平成）					連番
							24	25	26	27	28	
人&ひと心のバリアフリーフォーラムの開催		男女平等社会づくりについて啓発するため、市民との協働による講演会及び分科会を開催する。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	6
人&ひとパートナーシップ講座の開催		各種講座を開催し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。	市民	★		企画政策課	○	●	●	●	●	7

・実施事業についての説明です。

・再掲事業については※で示します。

・事業の実施予定年度を●、検討・調査する年度を○で示します。

・平成24年度より新たに実施・掲載する事業を★で示します。

・前計画から引き続き実施する事業を■で示します。

2 事業一覧

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番	
I 男女（一人ひとり）の人権を尊重する	1 男女（一人ひとり）を尊重する意識づくり	(1) 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の更なる充実	学校における人権・男女平等教育の推進	学校教育課 企画政策課	1	
			幼稚・保育園等職員男女共同参画研修会	こども課 学校教育課 企画政策課	2	
			小・中学生、幼稚園・保育園児の保護者への啓発	学校教育課 こども課	3	
			各種教材を活用した男女平等教育の推進	学校教育課	4	
			家庭教育共同研修会	生涯学習課	5	
			人&ひと心のバリアフリーフォーラム	企画政策課	6	
			人&ひとパートナーシップ講座	企画政策課	7	
		(2) 家庭・地域・職場における男女平等の意識づくりの啓発	人&ひとパートナーシップ講座※	企画政策課	8	
			市の取り組みなどのPR	全庁	9	
			男女平等に関する情報提供と意識啓発	企画政策課	10・11	
			研修会の開催	商工観光課	12	
		(3) 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発	人&ひと心のバリアフリーフォーラム※	企画政策課	13	
			市の取り組みなどのPR※	全庁	14	
			人&ひとパートナーシップ講座※	企画政策課	15	
			男女平等に関する情報提供と意識啓発※	企画政策課	16・17	
			男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課	18	
			人権・男女共同参画に関する図書館資料の展示	図書館	19	
		(4) 性差別につながらない情報発信の促進	市職員男女共同参画研修会	企画政策課	20	
			男女共同参画広報物ガイドラインの活用	企画政策課	21	
		(5) 国際交流を通じた多様な文化・習慣の相互理解の促進	ホームステイ事業	総務課	22	
			日本語交流活動教室	総務課	23	
			交流機会の提供	総務課	24	
		2 配偶者や身近な相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	(1) 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援	DVを防止するための啓発	こども課 企画政策課	25
				DV被害者等への支援	こども課 健康福祉課 市民課 学校教育課 消防本部 企画政策課	26
高齢者虐待防止事業	高齢福祉課 消防本部			27		

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番
Ⅰ 男女 一人ひとりの 人権を尊重する	2 配偶者や身近な相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	(2) 児童虐待防止対策の充実	児童虐待を防止するための啓発	こども課 企画政策課	28
			児童虐待の早期発見	こども課 健康福祉課 学校教育課 消防本部	29
			虐待を受けた子どもと、その家族への早期対応及び支援	こども課	30
		(3) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援	セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発	商工観光課 企画政策課 総務課	31 32
			セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知	商工観光課 企画政策課	33
			市職員に対する研修会	総務課	34
Ⅱ 一人ひとりの命を大切に する	1 「命の大切さ」に対する意識の共有	(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発	生と性の「思春期教室」	こども課	35
			赤ちゃんふれあい体験学習	こども課	36
			にこにこマタニティ・セミナー	こども課	37
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発	健康福祉課 こども課 企画政策課	38 39
		(2) 妊娠・出産期の「母」及び「父」への支援	にこにこマタニティ・セミナー※	こども課	40
			妊婦健康相談	こども課	41
			妊婦健康診査費等助成事業	こども課	42
			助産師訪問指導事業	こども課	43
	母子保健推進員活動		こども課	44	
	親支援講座		こども課	45	
	不妊に関する相談の充実		こども課	46	
	2 生涯を通じた心と体の健康支援	(1) 生涯を通じた心と体の健康支援	食育推進事業	学校教育課 健康福祉課 こども課 農林課 給食センター 高齢福祉課	47
			適応指導教室事業	学校教育課	48
			心の教室相談	学校教育課	49
			心と体の健康相談会の充実	健康福祉課	50
喫煙や薬物に関する教育の推進事業			学校教育課	51	
親子での健康増進・体づくり事業			生涯学習課	52	
特定健診の受診促進			健康福祉課	53	
健康教室・健康相談・特定保健指導			健康福祉課	54	
がん検診事業	健康福祉課	55			

基本 目標	重点課題	施 策	事 業 名	担当課	連番	
全 員 に 同 じ	2 生涯を通じた心と体の健康支援	(1) 生涯を通じた心と体の健康支援	市役所庁舎など公共施設の全面禁煙	総務課	56	
			介護予防推進事業	高齢福祉課	57	
			高齢者の健康増進・体づくり事業	生涯学習課	58	
			高齢者学級事業	生涯学習課	59	
Ⅲ あ ら ゆ る 分 野 へ 男 女 と も に 参 画 す る	1 政策、方針の決定に至る全ての場面への女性の参画促進	(1) 市の各種審議会等への女性の登用の促進	審議会等女性委員の登用率向上	全 庁	60	
			懇話会等女性委員の登用率向上	全 庁	61	
			審議会等委員への女性の参画状況調査	企画政策課	62	
			審議会等委員への女性の登用のための人材情報の提供	企画政策課	63	
			女性人材バンクの設置	企画政策課	64	
		(2) 市職員の職域拡大と女性の管理職登用の促進	性別にとらわれない人事管理	総務課	65	
			性別にとらわれない採用	総務課	66	
			性別にとらわれない登用	総務課	67	
			人事考課制度の構築	総務課	68	
		(3) 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至る全ての場面への女性の参画拡大	事業主向け研修会	商工観光課	69	
			女性委員登用の促進	全 庁	70	
		(4) 女性の参画促進に向けた人材の発掘と育成	審議会等委員への女性の登用のための人材情報の提供※	企画政策課	71	
			女性人材バンクの設置※	企画政策課	72	
			ごせん生き生き楽習達人バンク事業	生涯学習課	73	
			議会広報広聴事業	議会事務局	74	
			家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業	生涯学習課	75	
			ごせん女性学級の開設	生涯学習課	76	
			きなせや楽習大学事業	生涯学習課	77	
			生涯学習ボランティア養成事業	生涯学習課	78	
			市民大学講座事業	生涯学習課	79	
		2 地域活動等における男女共同参画の促進	(1) 誰もが元気に安心して暮らせる地域づくりの推進	学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	総務課 生涯学習課 学校教育課	80
				こども110番の家の周知徹底	学校教育課	
				民生委員児童委員に対する活動支援	健康福祉課	
通学路や公園等における防犯設備の整備	総務課 都市整備課 農林課			83		
生涯学習フェスティバル事業	生涯学習課					
一斉清掃事業	環境保全課			85		
交通安全指導隊	環境保全課			86		
公共施設・道路等のバリアフリー化	施設所管課			87		
障害者自立支援給付事業	健康福祉課			88		
地域生活支援給付事業	健康福祉課			89		

基本 目標	重点課題	施 策	事 業 名	担当課	連番
Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する	2 地域活動等における男女共同参画の促進	(1) 誰もが元気に安心して暮らせる地域づくりの推進	障がい者基幹相談支援センター事業	健康福祉課	90
			地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課	91
			在宅介護支援センター事業	高齢福祉課	92
			お茶の間サロンと遊びの広場の交流	高齢福祉課 健康福祉課	93
			生きがいデイサービス事業	高齢福祉課	94
		(2) 地域で子どもを育てる環境づくりの推進	公共施設の子育てバリアフリー化	施設所管課	95
			お茶の間サロンと遊びの広場の交流※	高齢福祉課 健康福祉課	96
			子育て支援センター運営事業	こども課	97
			ファミリーサポートセンターの利用促進と子育てサポーターの育成・支援	こども課	98
			保育所地域活動事業の充実	こども課	99
			地域の遊び場整備事業	都市整備課 こども課	100
			寺子屋事業	生涯学習課	101
			青少年指導員業務	生涯学習課	102
			青少年健全育成大会事業	生涯学習課	103
			公用車でのパトロール	全 庁	104
		(3) 防災分野における女性の参画の拡大	女性消防団の活動支援	消防本部	105
			普通救命講習業務	消防本部	106
			地域防災訓練	総務課 消防本部	107
	防災会議		総務課	108	
	3 家庭生活とその他の活動の両立支援	(1) 男性の働き方を見直すための意識啓発の推進	広報等による意識啓発	企画政策課 商工観光課	109
			育児・介護休業制度の普及啓発	商工観光課 総務課	110 111
		(2) 子育て・介護支援サービスの充実	育児・介護休業制度の普及啓発※	商工観光課 総務課	112 113
子育てサークルのネットワーク事業			こども課	114	
子育て支援センター運営事業※			こども課	115	
ファミリーサポートセンターの設置及び子育てサポーターの育成・支援※			こども課 商工観光課	116	
乳児保育の実施			こども課	117	
年度途中の保育受け入れの充実			こども課	118	
延長保育サービスの充実			こども課	119	
休日保育サービス			こども課	120	
一時保育サービス			こども課	121	
医療費助成			こども課	122	

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番	
Ⅲ 女とあらゆる分野へ参画する男	3 家庭生活とその他の活動の両立支援	(2) 子育て・介護支援サービスの充実	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	こども課	123	
			介護者家族支援事業	高齢福祉課	124	
			高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業	高齢福祉課	125	
			地域包括支援センター運営事業※	健康福祉課	126	
			在宅介護支援センター事業※	高齢福祉課	127	
Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる	1 男女平等な雇用環境の整備	(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進	広報啓発活動	商工観光課	128	
			市雇用対策協議会との連携	商工観光課	129	
			商工業経営セミナー	商工観光課	130	
			ハッピーパートナー企業の登録促進	商工観光課 企画政策課	131	
			特定事業主行動計画の推進と進捗管理	総務課	132	
			(2) 男女の差別的な待遇の改善と、そのための積極的改善措置の促進	広報啓発活動	商工観光課	133
	2 女性の就労意識の啓発と職業能力の開発	(1) 女性に対する職業能力の開発と再就職支援の推進	研修会の開催※	商工観光課	134	
			商工業経営セミナー※	商工観光課	135	
			広報啓発活動	商工観光課	136	
			職業能力開発教室	商工観光課	137	
			求人情報の提供	商工観光課	138	
			(2) 女性の起業・経営参画の推進	広報啓発活動	商工観光課	139
				女性のための起業経営セミナー	商工観光課	140
				中小企業大学校で行う研修受講費の一部助成事業	商工観光課	141
				職業能力開発教室※	商工観光課	142
				農業研修事業	農林課	143
家族経営協定締結の普及・促進	農林課 農業委員会	144				
女性農業者支援育成事業	農林課	145				
エコファーマー認証事業	農林課	146				
Ⅴ 計画を総合的に推進する	1 市役所を挙げた推進体制の整備と充実	(1) 計画の進行管理と推進体制の充実	五泉市男女共同参画推進審議会	企画政策課	147	
			五泉市男女共同参画推進会議	企画政策課	148	
			計画の進行管理と公表	企画政策課	149	
			男女共同参画に関する市民意識調査※	企画政策課	150	
			男女共同参画に関する職員意識調査	企画政策課	151	
			市職員男女共同参画研修会※	企画政策課	152	
			幼稚・保育園等職員男女共同参画研修会※	こども課 学校教育課 企画政策課	153	
			男女共同参画社会基本法のPR	企画政策課	154	
			ごせん男女共同参画推進計画のPR	企画政策課	155	
			人権擁護委員との連携強化	企画政策課	156	

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番
V 計画を総合的に推進する	2 市民等との協働による推進	(1) 市民・学校・事業者・各種団体等との協働	人&ひと心のバリアフリーフォーラム※	企画政策課	157
			人&ひとパートナーシップ講座※	企画政策課	158
			保育ルームの設置	全 庁	159
			各種会合等の開催時間の工夫	全 庁	160
		(2) 各種団体等への活動支援の充実	各種団体等の活動支援	全 庁	161
			生涯学習ボランティア養成事業※	生涯学習課	162
			家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業※	生涯学習課	163
		(3) 国・県・他市町村との連携	国との連携	企画政策課	164
			県との連携	企画政策課	165
			他市町村との連携	企画政策課	166

基本目標 I 男女（一人ひとり）の人権を尊重する

重点課題1 男女（一人ひとり）を尊重する意識づくり

施策（1） 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の更なる充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
学校における人権・男女平等教育の推進		児童・生徒及び保護者への啓発パンフレット等の配布及び活用方法の研究、男女共同参画の視点による就業体験の実施、教職員研修会の充実、出前講座の実施等、各学校と連携・協力をを行い、理解を得ながら人権・男女平等教育を推進する。	小・中学校の児童、生徒		■	学校教育課 企画政策課	●	●	●	●	●	1
幼稚・保育園等職員男女共同参画研修会		乳幼児期からの人権・男女共同参画意識の啓発を目的とした研修会を開催する。	幼稚・保育園の職員		■	学校教育課 子ども課 企画政策課	●	●	●	●	●	2
小・中学生、幼稚・保育園児の保護者への啓発		保護者向けの〇〇〇たよりに人権・男女平等教育についての記事を掲載する。	小・中学生、幼稚・保育園の保護者からの児童、生徒		■	学校教育課 子ども課 企画政策課	●	●	●	●	●	3
各種教材を活用した男女平等教育の推進		副読本等を活用し、授業の実践を通して男女平等教育を推進する。	小学生 中学生		■	学校教育課	●	●	●	●	●	4
家庭教育共同研修会		子育て中の親を支援するため、市民と一緒に考える家庭教育セミナーを開催する。	子育て中の親 市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	5
人&ひと心のバリアフリーフォーラム		男女平等社会づくりについて啓発するため、市民との協働による講演会及び分科会等を開催する。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	6
人&ひとパートナーシップ講座		日常生活の身近な場面での男女共同参画について、気づき、考える機会として、出前講座等を開催する。	中学生 高校生 市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	7

施策（2） 家庭・地域・職場における男女平等の意識づくりの啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
人&ひとパートナーシップ講座	※	日常生活の身近な場面での男女共同参画について、気づき、考える機会として、出前講座等を開催する。	中学生 高校生 市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	8
市の取り組みなどのPR		会議、集会等の場において、計画概要版等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	9

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
男女平等に関する情報提供と意識啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を通じて広く啓発を行う。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	10
		庁内グループウェア等を通じて広く啓発を行う。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	11
研修会の開催		市雇用対策協議会の事業を活用した研修会を開催する。	事業主 従業者		■	商工観光課	●	●	●	●	●	12

施策（3） 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
人&ひと心のバリアフリーフォーラム	※	男女平等社会づくりについて啓発するため、市民との協働による講演会及び分科会等を開催する。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	13
市の取り組みなどのPR	※	会議、集会等の場において、計画概要版等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	14
人&ひとパートナーシップ講座	※	日常生活の身近な場面での男女共同参画について、気づき、考える機会として、出前講座等を開催する。	中学生 高校生 市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	15
男女平等に関する情報提供と意識啓発	※	市広報、チラシ、ホームページ等を通じて広く啓発を行う。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	16
	※	庁内グループウェア等を通じて広く啓発を行う。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	17
男女共同参画に関する市民意識調査		男女共同参画に関する意識と実態を調査する。	市民		■	企画政策課			●		●	18
人権・男女共同参画に関する図書館資料の展示		人権・男女共同参画等に関する資料を集めたコーナーを設置し、意識啓発に努める	市民		■	図書館	●	●	●	●	●	19

施策（4） 性差別につながらない情報発信の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
市職員男女共同参画研修会		人権・男女平等の視点に立った研修会を開催し、性差別につながる広報等を行わないよう啓発する。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	20
男女共同参画広報物ガイドラインの活用		ガイドラインを作成・配布し、性差別につながらない情報発信の手法について広く啓発する。	広報物の発行者		■	企画政策課	●	●	●	●	●	21

施策（５） 国際交流を通じた多様な文化・習慣の相互理解の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
ホームステイ事業		海外へのホームステイの支援と、海外からのホームステイの受け入れを実施する。	中学生		■	総務課	●	●	●	●	●	22
日本語交流活動教室		日本語を学ぶため、誰でも学習や交流ができる教室を開設する。	市民		■	総務課	●	●	●	●	●	23
交流機会の提供		国籍や人種を問わず誰もが交流できる場として、情報交換会や年末パーティーなどを開催する。	市民		■	総務課	●	●	●	●	●	24

重点課題２ 配偶者や身近な相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

施策（１） 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
DVを防止するための啓発		広報やガイドラインの作成・配布により、DV・デートDVなど広く啓発する。	市民		■	こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	25
DV被害者等への支援		DV被害者支援ネットワークを作り、連携しながらDV被害防止とDV被害者への支援を行う。	DV被害者とその同伴児童		■	こども課 健康福祉課 市民課 学校教育課 消防本部 企画政策課	●	●	●	●	●	26
高齢者虐待防止事業		高齢者虐待防止に向け、広く啓発を行うとともに、地域包括支援センター及び救急機関等と連携して、虐待の早期発見・防止を図る。	高齢者		■	高齢福祉課 消防本部	●	●	●	●	●	27

施策（２） 児童虐待防止対策の充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
児童虐待を防止するための啓発		広報やガイドラインの作成・配布により広く啓発する。	市民		■	こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	28
児童虐待の早期発見		各種乳幼児健診、育児相談や、幼稚・保育園、小・中学校及び消防署での救急業務を通して、虐待の早期発見に努める。	乳幼児とその保護者		■	こども課 健康福祉課 学校教育課 消防本部	●	●	●	●	●	29

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
虐待を受けた子どもと、その家族への早期対応及び支援		相談窓口を設置し、要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、早期対応及び支援に努める。	児童とその家族		■	こども課	●	●	●	●	●	30

施策（3） セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	市民事業所		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	31
		庁内グループウェア等を活用し、広く啓発する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	32
セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知		市広報を活用し、セクハラ相談窓口（新潟労働局内）の周知を図る。	市民		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	33
市職員に対する研修会		セクシュアル・ハラスメントを理解し、発生させないための研修会を開催する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	34

基本目標Ⅱ 一人ひとりの命を大切にする

重点課題1 「命の大切さ」に対する意識の共有

施策(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
生と性の「思春期教室」		命の大切さや性の尊重、母性及び父性の育成を図るため、思春期相談員による講話と相談会を実施する。	中学生		■	こども課	●	●	●	●	●	35
赤ちゃんふれあい体験学習		乳児健診において乳幼児と触れあったり、擬似妊婦体験をすることで、命の大切さ、性の機能的役割、お互いの性の尊重及び平等の基本理念を学ぶ。	中学生 高校生		■	こども課	●	●	●	●	●	36
にこにこマタニティ・セミナー		妊婦だけでなく、父親も含めた中で妊娠・出産に関する知識の習得や交流を深めるため、妊婦体験ジャケットで擬似妊婦体験をするなどのセミナーを開催する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	37
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を活用して広く啓発する。	市民		■	健康福祉課 こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	38
		庁内グループウェア等を活用して広く啓発する。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	39

施策(2) 妊娠・出産期の「母」及び「父」への支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
にこにこマタニティ・セミナー	※	妊婦だけでなく、父親も含めた中で妊娠・出産に関する知識の習得や交流を深めるため、妊婦体験ジャケットで擬似妊婦体験をするなどのセミナーを開催する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	40
妊婦健康相談		安心して出産できるよう妊娠・出産に関する健康相談を実施する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	41
妊婦健康診査費等助成事業		健全な母性の育成のために妊婦健康診査費の助成を充実する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	42
助産師訪問指導事業		家庭訪問により、妊産婦・新生児の健康確認と子育て支援を行う。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	43
母子保健推進員活動		電話・家庭訪問や新生児健診の介助を行い、健全な母性の育成と子育て支援を行う。	母親 新生児		■	こども課	●	●	●	●	●	44

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
親支援講座		親が自信を付けるための講座を実施する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	45
不妊に関する相談の充実		不妊に関する相談を充実させる。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	46

重点課題2 生涯を通じた心と体の健康支援

施策(1) 生涯を通じた心と体の健康支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
食育推進事業		関係機関と連携したネットワークをつくり、学校・園での食教育の充実や地産地消の推進、食生活や生活リズムの改善など健康な生活を送れるよう事業を実施する。	小・中学生、 高校生、幼 稚・保育園児 とその保護者 市民		■	学校教育課 健康福祉課 こども課 農林課 給食センター 高齢福祉課	●	●	●	●	●	47
適応指導教室事業		不登校傾向の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など、適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備を図る。	小・中学生		■	学校教育課	●	●	●	●	●	48
心の教室相談事業		中学校に相談員を配置し、悩み等の相談について対応する。	中学生とその 保護者		■	学校教育課	●	●	●	●	●	49
心と体の健康相談会の充実		精神保健福祉相談、療育相談の充実に努める。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	50
喫煙や薬物に関する教育の推進事業		学校のカリキュラムで喫煙や薬物に関する教育を実施する。	小・中学生		■	学校教育課	●	●	●	●	●	51
親子での健康増進・体力づくり事業		親子で参加できる健康づくりのため、あったか家族づくり教室やファミリースポーツ教室などを実施する。	小学生とその 保護者		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	52
特定健康診査の受診促進		自ら健康への意識を持ち、生活習慣病の予防を促進するため、基本健康診査を実施する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	53
健康教室・健康相談・特定保健指導		・生活習慣病予防教室 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 等を開催し、健康づくりの推進を図る。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	54

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
がん検診事業		各種がんを早期に発見し、早期治療につなげる。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	55
市役所庁舎など公共施設の全面禁煙		受動喫煙による健康被害があるため、市役所庁舎ほか全ての公共施設において全面禁煙とする。	市民 市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	56
介護予防推進事業		高齢者の介護予防のため、お茶の間サロンの運営や各地域集会所等に出向いての介護予防教室などを実施する。	高齢者		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	57
高齢者の健康増進・体力づくり事業		各地域においてハツラツ長生き教室・からだスマイル教室・からだイキイキ教室を開催し、高齢者の体力向上の推進を図る。	高齢者		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	58
高齢者学級事業		高齢者に学習機会を提供するため、白寿大学・さくら学園を開設する。	高齢者		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	59

基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する

重点課題1 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進

施策(1) 市の各種審議会等への女性の登用の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
審議会等女性委員の登用率向上		女性登用推進のための指針により、法令・条例等で設置している審議会委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	市職員		■	全庁	●	●	●	●	●	60
懇話会等女性委員の登用率向上		女性登用推進のための指針により、法令・条例以外で設置している懇話会等委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	市職員		■	全庁	●	●	●	●	●	61
審議会等委員への女性の参画状況調査		政策・方針の立案・決定の場への女性の参画を促進するため、毎年調査を行う。	各種審議会等所管課		■	企画政策課	●	●	●	●	●	62
審議会等委員への女性の登用のための人材情報の提供		全庁の審議会等をまとめた「附属機関台帳」を作成し、整備するとともに、審議会等委員への女性の積極的登用を促進するための人材情報を提供する。	各課		■	企画政策課	●	●	●	●	●	63
女性人材バンクの設置		女性人材バンクを作成し、あらゆる分野で活躍する女性の人材を発掘するとともに、登録者の活躍できる機会を提供する。	女性	★		企画政策課	○	●	●	●	●	64

施策(2) 市職員の職域拡大と女性の管理職登用の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
性別にとらわれない人事管理		性別にとらわれず一人ひとりの適性を考慮した配置に努める。また、職場内の事務分担も、性別によらないよう周知する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	65
性別にとらわれない採用		多様な市民ニーズに対応するため、職種で性別にとらわれない職員採用を行う。(例、女性の消防士、男性の保育士)	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	66
性別にとらわれない登用		積極的改善措置を導入し、部署に関わりなく、職員の男女比率に応じた定数を定めるなど、女性の管理職への登用を推進する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	67

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
人事考課制度の構築		職員一人ひとりの個性と能力を最大限に引き出し、適性に評価を行うことで、公正な人事管理を行う。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	68

施策（３） 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至る全ての場面への女性の参画拡大

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
事業主向け研修会		女性登用の重要性を認識するための研修会を事業主向けに開催し、組織のトップから意識改革を図る。	事業主		■	商工観光課	●	●	●	●	●	69
女性委員登用の促進		会議、集会等の場において、計画概要版等の配布や市の取り組みについて説明し、女性の参画を促進する。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	70

施策（４） 女性の参画促進に向けた人材の発掘と育成

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
審議会等委員への女性の登用のための人材情報の提供	※	全庁の審議会等をまとめた「附属機関台帳」を作成し、整備するとともに、審議会等委員への女性の積極的登用を促進するための人材情報を提供する。	各課		■	企画政策課	●	●	●	●	●	71
女性人材バンクの設置	※	女性人材バンクを作成し、あらゆる分野で活躍する女性の人材を発掘するとともに、登録者の活躍できる機会を提供する。	女性	★		企画政策課	○	●	●	●	●	72
ごせん活き活き楽習達人バンク事業		日常生活や趣味など、あらゆる分野で知識、技術、経験をもって活動している指導者「達人」を発掘・登録し、整理するとともに、各種講座を開設するための人材情報を提供する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	73
議会広報広聴事業		特に女性の政治参画を促すため、議会情報について広報、ホームページ等で周知し、政治に関する意識を高める。	市民		■	議会事務局	●	●	●	●	●	74
家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業		家庭教育や子育て支援、女性の社会参画活動を推進するための補助金を交付する。	社会教育関係団体		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	75

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
ごせん女性学級の開設		趣味・教養の幅を広げ、社会参画の能力を高めるため、女性学級を開設する。	女性		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	76
きなせや楽習大学事業		達人による自主講座を開設し、生涯学習に参加する機会を提供するとともに、達人と利用者の育成を図る。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	77
生涯学習ボランティア養成事業		生涯学習ボランティアとして活動をしてもらうために、活動を理解するための講座を開設する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	78
市民大学講座事業		専門的な知識を取得できる機会を提供するため、大学等との連携により講座を開設する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	79

重点課題2 地域活動等における男女共同参画の促進

施策(1) 誰もが元気に安心して暮らせる地域づくりの推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進		子どもが安心して生活できるためのパトロールを実施する。 ・巡回パトロール ・青少年指導員による街頭指導 ・子ども守り隊によるパトロール ・PTA等ボランティアによるパトロール ・夏休み夜間パトロール	市民		■	総務課 生涯学習課 学校教育課	●	●	●	●	●	80
こども110番の家の周知徹底		子どもの安全を守るため、こども110番の家の周知徹底と、防犯ボランティア活動を支援する。	市民		■	学校教育課	●	●	●	●	●	81
民生委員児童委員に対する活動支援		様々な市民ニーズに対応するため、委員の資質を向上させる研修会などを開催する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	82
通学路や公園等における防犯設備の整備		誰もが安心して生活できるため、通学路や公園等に防犯灯などの設備を整備する。	市民		■	総務課 都市整備課 農林課	●	●	●	●	●	83
生涯学習フェスティバル事業		生涯学習を始めるきっかけづくりのため、サークル・団体等の活動紹介や実地体験のできる機会を提供する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	84

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
一斉清掃事業		自然環境と心の環境の美化のため、地域で側溝清掃や空き缶拾いを行う。	市民		■	環境保全課	●	●	●	●	●	85
交通安全指導隊		交通事故防止のため、街頭指導、広報車広報、交通安全教室を実施する。	市民		■	環境保全課	●	●	●	●	●	86
公共施設・道路等のバリアフリー化		誰もが利用しやすい公共施設や道路とするため、段差解消等を推進する。	市民		■	施設所管課	●	●	●	●	●	87
障害者自立支援給付事業		障害者の施設入所・通所、居宅介護、生活介護、短期入所、就労支援及び障害を軽減するための医療費、失われた部位を補う補装具などのサービス利用に対して給付する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	88
地域生活支援給付事業		障害者の移動支援、生活サポート、日中一時支援、社会参加促進、日常生活用具などの市が行う事業サービス利用に対して給付する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	89
障がい者基幹相談支援センター事業		障がい者やその家族に対し、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用援助等の支援、カウンセリングなどを総合的に行う。	市民	★		健康福祉課	●	●	●	●	●	90
地域包括支援センター運営事業		地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、人権や財産を守る権利擁護、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	91
在宅介護支援センター事業		介護サービスについての相談や、介護予防事業を行う。	市民		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	92
お茶の間サロンと遊びの広場の交流		高齢者と子どもの世代間交流を図るため、お茶の間サロン事業と遊びの広場事業を併せて開催する。	高齢者 子ども		■	高齢福祉課 健康福祉課	●	●	●	●	●	93
生きがいデイサービス事業		閉じこもりを防止し、介護予防を図るため、悠遊館の利用を促進する。	高齢者		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	94

施策（２） 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
公共施設の子育てバリアフリー化		乳幼児連れの人も利用しやすい公共施設とするため、優先駐車場の指定や、トイレにおむつ交換コーナーを設置する。	市民		■	施設所管課	●	●	●	●	●	95
お茶の間サロンと遊びの広場の交流	※	高齢者と子どもの世代間交流を図るため、お茶の間サロン事業と遊びの広場事業を併せて開催する。	高齢者 子ども		■	高齢福祉課 健康福祉課	●	●	●	●	●	96
子育て支援センター運営事業		未就園児の子育てを支援するため、子育てに関する相談や情報交換・交流ができる場所を提供する。	未就園児 市民		■	こども課	●	●	●	●	●	97
ファミリーサポートセンターの利用促進と子育てサポーターの育成・支援		子どもの健全な成長を地域全体で見守れる子育てネットワークの形成を推進し、地域資源の活用により家庭と地域の子育て力向上を図る。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	98
保育所地域活動事業の充実		園児の社会性を養い、また家庭のみでなく地域で子育てをするという環境を整えるため、地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催し、世代間の交流を図る場とする。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	99
地域の遊び場整備事業		安心して子どもが外で遊べる場所を提供するため、公園環境の充実を図る。	市民		■	都市整備 こども課	●	●	●	●	●	100
寺子屋事業		退職教員等を学習アドバイザーとし、次代を担う子どもたちの基礎学力の向上及び健全育成を図る。	小学生		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	101
青少年指導員業務		青少年の健全育成を図るため、指導員を委嘱し、街頭指導等を行う。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	102
青少年健全育成大会事業		青少年健全育成の意識の醸成を図るため、青少年問題を考えるパネルディスカッション等を開催する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	103
公用車でのパトロール		犯罪を未然に抑制したり、防犯意識を高めるため、防犯ステッカーを公用車に貼る。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	104

施策（３） 防災分野における女性の参画の拡大

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
女性消防団の活動支援		女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性消防団の拡大と活動を支援する。	市民		■	消防本部	●	●	●	●	●	105
普通救命講習業務		講習会を開催し、救命技能保持者を養成する。	市民		■	消防本部	●	●	●	●	●	106
地域防災訓練		災害時の対応を円滑に行うため、各種防災訓練を実施する。	市民		■	消防本部 総務課	●	●	●	●	●	107
防災会議		火災や災害時に、女性を含めた地域対応が求められることから、女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性を積極的に登用する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	108

重点課題３ 家庭生活とその他の活動の両立支援

施策（１） 男性の働き方を見直すための意識啓発の推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
広報等による意識啓発		男性が、仕事中心の生活から、家庭生活とのバランスの取れたライフスタイルを送ることの大切さを広く啓発する。	市民 事業主		■	企画政策課 商工観光課	●	●	●	●	●	109
育児・介護休業制度の普及啓発		男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、広報等で広く啓発する。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	110
		男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、庁内グループウェア等で広く啓発する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	111

施策（２） 子育て・介護支援サービスの充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
育児・介護休業制度の普及啓発	※	男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、広報等で広く啓発する。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	112
	※	男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、庁内グループウェア等で広く啓発する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	113
子育てサークルのネットワーク事業		子育てサークル同士の情報交換会の開催等、活動を充実させる。	子育てサークル		■	こども課	●	●	●	●	●	114
子育て支援センター運営事業	※	未就園児の子育てを支援するため、子育てに関する相談や情報交換・交流ができる場所を提供する。	未就園児 市民		■	こども課	●	●	●	●	●	115
ファミリーサポートセンターの利用促進と子育てサポーターの育成・支援	※	子どもの健全な成長を地域全体で見守れる子育てネットワークの形成を推進し、地域資源の活用により家庭と地域の子育て力向上を図る。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	116
乳児保育の実施		職場復帰や就職を支援するため、産休明け保育を実施する。	0歳児		■	こども課	●	●	●	●	●	117
年度途中の保育受け入れの充実		職場復帰や就職を支援するため、年度途中の保育受け入れを充実させる。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	118
延長保育サービスの充実		保護者の就労を支援するため、通常の開園時間の前後も子どもを受け入れる。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	119
休日保育サービス		保護者の就労を支援するため、あらかじめ登録されている乳幼児の保育を行う。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	120
一時保育サービス		一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を行う。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	121
医療費助成		経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成対象年齢を引き上げる。	児童		■	こども課	●	●	●	●	●	122
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		保護者が日中に不在の家庭の児童を健全育成するため、遊びや生活の場を提供する。	小学校1～3年生		■	こども課	●	●	●	●	●	123
介護者家族支援事業		介護者の負担軽減を図るため、家族支援事業を開催する。	要介護者家族等		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	124
高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業		経済的負担の軽減を図るため、住宅のバリアフリー改修費用を補助する。	市民		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	125

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
地域包括支援センター運営事業	※	地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、人権や財産を守る権利擁護、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践する。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	126
在宅介護支援センター事業	※	介護サービスについての相談や、介護予防事業を行う。	市民		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	127

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる 労働環境をつくる

重点課題1 男女平等な雇用環境の整備

施策(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
広報啓発活動		広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	128
市雇用対策協議会との連携		労働力の確保・定着を図るため、会議や研修会を開催する。	事業主		■	商工観光課	●	●	●	●	●	129
商工業経営セミナー		経営能力向上のため、商工業経営セミナーを実施する。	事業主		■	商工観光課	●	●	●	●	●	130
ハッピーパートナー企業の登録促進		県実施のハッピーパートナー企業に登録を促すため、広く啓発する。また、男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業を紹介する。	事業主		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	131
特定事業主行動計画の推進と進捗管理		特定事業主行動計画を推進することで、職員の仕事と子育ての両立を支援する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	132

施策(2) 男女の差別的な待遇の改善と、そのための積極的改善措置の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
広報啓発活動		広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、ポジティブアクションの周知を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	133
研修会の開催	※	市雇用対策協議会の事業を活用した研修会を開催する。	事業主 従業者		■	商工観光課	●	●	●	●	●	134
商工業経営セミナー	※	経営能力向上のため、商工業経営セミナーを実施する。	事業主		■	商工観光課	●	●	●	●	●	135

重点課題2 女性の就労意識の啓発と職業能力の開発

施策(1) 女性に対する職業能力の開発と再就職支援の推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
広報啓発活動		広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性に対する職業能力の開発等についての啓発を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	136
職業能力開発教室		職業能力の習得・向上のために資格や技能取得を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	137
求人情報の提供		再就職を推進するため、職業安定所と連携し、求人情報の提供をする。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	138

施策(2) 女性の起業・経営参画の推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
広報啓発活動		広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の起業・経営参画についての啓発を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	139
女性のための起業経営セミナー		起業、経営を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種情報提供を行う。	女性		■	商工観光課	●	●	●	●	●	140
中小企業大学校で行う研修受講費の一部助成事業		起業・経営参画に必要な知識の習得と能力向上を図るため、中小企業大学校で行う研修受講費の一部を助成する。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	141
職業能力開発教室	※	職業能力の習得・向上のために資格や技能取得を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	142
農業研修事業		農業者のリーダー育成のため、指導農業者となる人材の発掘や研修会を開催する。	農業者		■	農林課	●	●	●	●	●	143
家族経営協定締結の普及・促進		家族経営協定の締結を普及させるため、各種会合等で紹介をする。	農業者		■	農林課 農業委員会	●	●	●	●	●	144
女性農業者支援育成事業		女性農業者の資質向上のため、視察研修や講演会を開催する。	女性農業者		■	農林課	●	●	●	●	●	145
エコファーマー認証事業		エコファーマーの認定を受け、環境に優しい農業を実践していることをPRする。	農業者		■	農林課	●	●	●	●	●	146

基本目標5 計画を総合的に推進する

重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と充実

施策(1) 計画の進行管理と推進体制の充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
五泉市男女共同参画推進審議会		市長の諮問に応じ、本市における男女共同参画に関して重要事項を調査・審議し、答申する。その他、必要と認められる事項に関して市長に意見を述べる。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	147
五泉市男女共同参画推進会議		ごせん男女共同参画推進計画を全庁的に推進する。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	148
計画の進行管理と公表		男女共同参画推進審議会にて評価を実施し、公表する。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	149
男女共同参画に関する市民意識調査	※	男女共同参画に関する意識と実態を調査する。	市民		■	企画政策課			●		●	150
男女共同参画に関する職員意識調査		男女共同参画に関する意識と実態を調査する。	市職員		■	企画政策課			●		●	151
市職員男女共同参画研修会	※	人権・男女平等の視点に立った研修会を開催し、性差別につながる広報等を行わないよう啓発する。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	152
幼稚・保育園等職員男女共同参画研修会	※	乳幼児期からの人権・男女共同参画意識の啓発を目的とした研修会を開催する。	幼稚・保育園の教職員		■	こども課 学校教育課 企画政策課	●	●	●	●	●	153
男女共同参画社会基本法のPR		市広報、チラシ、ホームページ等を通じてPRを行う。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	154
ごせん男女共同参画推進計画のPR		市広報、チラシ、ホームページ等を通じてPRを行う。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	155
人権擁護委員との連携強化		人権擁護委員と連携し、相談に対応する。	人権擁護委員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	156

重点課題2 市民等との協働による推進

施策(1) 市民・学校・事業者・各種団体等との協働

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
人&ひと心のバリアフリーフォーラム	※	男女平等社会づくりについて啓発するため、市民との協働による講演会及び分科会等を開催する。	小・中学生 高校生 市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	157
人&ひとパートナーシップ講座	※	日常生活の身近な場面での男女共同参画について、気づき、考える機会として、出前講座等を開催する。	中学生 高校生 市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	158
保育ルームの設置		会議・相談会・健康診査・イベント等へ子育て中の市民の参画を支援するため、保育ルームを設置する。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	159
各種会合等の開催時間の工夫		市民参画を推進するため、開催する会合等について、様々な市民が参加できるように開催時間を工夫する。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	160

施策(2) 各種団体等への活動支援の充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
各種団体等の活動支援		子育てサークル、女性団体及び男女共同参画推進のための関連団体等の活動を支援する。	各種団体等		■	全庁	●	●	●	●	●	161
生涯学習ボランティア養成事業	※	生涯学習ボランティアとして活動をしてもらうために、活動を理解するための講座を開設する。	市民		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	162
家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業	※	家庭教育や子育て支援、女性の社会参画活動を推進するための補助金を交付する。	社会教育関係団体等		■	生涯学習課	●	●	●	●	●	163

施策（3） 国・県・他市町村との連携

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							24	25	26	27	28	
国との連携		法務局等と情報交換を図り、連携、協力して人権・男女共同参画の推進を図る。	国		■	企画政策課	●	●	●	●	●	164
県との連携		男女平等推進課や人権啓発室と連携、協力を図り、フォーラムや講演会の開催など、人権・男女共同参画の推進を図る。	県		■	企画政策課	●	●	●	●	●	165
他市町村との連携		情報交換を図り、連携、協力して男女共同参画の推進を図る。	他市町村		■	企画政策課	●	●	●	●	●	166

男女共同参画キーワード（用語説明）		
	用語	解 説
あ 行	アンペイドワーク	<p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。</p> <p>内閣府(旧経済計画庁)では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。</p>
	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
か 行	苦情処理	<p>行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。</p> <p>男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。</p> <p>国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。</p>
	合計特殊出生率	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。</p>
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
さ 行	仕事と子育ての両立支援	<p>少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、わが国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。</p> <p>男女共同参画会議の下では、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定しました。</p> <p>本決定では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし、必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、以下の5つの柱立ての下で、提言と具体的目標・施策を記述しました。</p> <p><1>両立ライフへ職場改革 <2>待機児童ゼロ作戦ー最小コストで最良・最大のサービスをー <3>多様な良質な保育サービスを <4>必要な地域すべてに放課後児童対策を <5>地域こぞって子育てを</p>

	用語	解説
さ 行	ジェンダー(社会的性別)	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。 HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。 具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。
	ジェンダー(社会的性別)の視点	「社会的性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。 このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなまで見直しを行うものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。
	女性の労働力率	平成15年度において労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は60.8%となり、女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下、男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となりました。女性の労働力率は、15～24歳及び65歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており、男性の労働力率が25～34歳及び35～44歳でも減少しているのと対照的です。 女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトムの形状の変化に注目すると、7年から15年の8年間で労働力率は6.6ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。

	用語	解説
さ 行	<p>セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)</p>	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成 16 年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成 10 年労働省告示第 20 号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。</p>
	積極的改善措置	<p>「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
た 行	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
	男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けています。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>
	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)	<p>「配偶者からの暴力」の項参照。</p>

	用語	解 説
な 行	人間開発指数 (HDI)	<p>「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。</p> <p>具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。</p>
は 行	配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>
	夫婦別氏制度	<p>夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいいます。</p> <p>夫婦別氏制度には、<1>夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、<2>夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの(選択的夫婦別氏制度)、<3>夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの(いわゆる例外的夫婦別氏制度)などがあります。</p> <p>我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法第750条)と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。</p> <p>平成8年2月の法制審議会答申においては、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されました。</p> <p>平成13年10月には、男女共同参画会議基本問題調査会が「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表しました。その中では、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するために、選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいとの考えが示されています。</p>
	ポジティブ・アクション	<p>「積極的改善措置」の項参照。</p>
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。</p>

	用語	解説
ら 行	ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15 年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。</p>
わ 行	ワンストップ・サービス	<p>各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいいます。</p> <p>手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15 年4月男女共同参画会議意見)においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。</p>

☆参照：内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」より